

## 裁判員の参加する刑事裁判に関する規則の制定に関する要綱案

### 一 趣旨

この規則は、裁判員の参加する刑事裁判に関し、刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）の特則その他の必要な事項を定めるものとする。

### 二 裁判員裁判に関する事務の取扱支部

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号。以下「法」という。）において定められた地方裁判所の権限に属する事務（以下「裁判員裁判に関する事務」という。）を取り扱う地方裁判所の支部は、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十四号）第一条第二項の規定にかかわらず、別表の上欄に掲げる地方裁判所の支部に限るものとし、その取扱区域は、同表の下欄のとおりとするものとする。

### 三 対象事件からの除外についての意見の聴取（法第三条関係）

法第三条第一項の決定又は同項の請求を却下する決定をするには、あらかじめ、職権でこれをする場合には検察官及び被告人又は弁護人の意見を、請求によりこれをする場合には相手方又はその弁護人の意見

を聴かなければならないものとする。

#### 四 対象事件からの除外に関する決定の手續（法第三条関係）

1 法第三条第一項の決定及び同項の請求を却下する決定については、刑事訴訟規則第三十二条第三項及び第四項並びに第三十四条の規定を準用するものとする。

2 法第三条第一項の決定及び同項の請求を却下する決定を検察官、被告人又は弁護人の面前において言い渡したときは、これらの者にはこれを送達し、又は通知することを要しないものとする。

#### 五 対象事件からの除外に関する決定に対する即時抗告（法第三条関係）

法第三条第六項の即時抗告については、刑事訴訟規則第二百七十一条及び第二百七十二条の規定を準用するものとする。

#### 六 裁判員等の旅費（法第十一条等関係）

1 裁判員、補充裁判員及び裁判員等選任手續（法第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手續をいう。以下同じ。）の期日に出頭した裁判員候補者（以下「裁判員等」と総称する。）の旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道の便のある区間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある

区間の水路旅行に、路程賃は鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、航空賃は航空機を利用すべき特別の事由がある場合における航空旅行について支給するものとする。

2 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に應ずる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては下級の運賃）、急行料金（特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには特別急行料金、普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上のものには普通急行料金）及び座席指定料金（座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る。）によって、路程賃は一キロメートルにつき三十七円の額（一キロメートル未満の路程の端数は、これを切り捨てる。）によって、航空賃は現に支払った旅客運賃によって、それぞれ算定するものとする。

3 天災その他やむを得ない事情により2に定める額の路程賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、2の規定にかかわらず、路程賃の額は、実費額の範囲内において、裁判所が定めるものとする。

こと。

七 裁判員等の日当（法第十一条等関係）

1 裁判員等の日当は、出頭又は職務及びそれらのための旅行（以下「出頭等」という。）に必要な日数に応じて支給するものとする。

2 日当の額は、裁判員及び補充裁判員については一日当たり 円以内において、裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者については一日当たり 円以内において、裁判所が定めるものとする。

八 裁判員等の宿泊料（法第十一条等関係）

1 裁判員等の宿泊料は、出頭等に必要な夜数に応じて支給するものとする。

2 宿泊料の額は、一夜当たり、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第一百四号）別表第一に定める甲地方である場合においては八千七百円、乙地方である場合においては七千八百円とするものとする。

九 旅費等の計算（法第十一条等関係）

旅費（航空賃を除く。）並びに日当及び宿泊料の計算上の旅行日数は、最も経済的な通常の経路及び方

法によつて旅行した場合の例により計算するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算するものとする。

十 裁判員候補者の本籍照会回答の方法（法第十二条関係）

地方裁判所から裁判員候補者について本籍の照会を受けた市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区とする。以下同じ。）は、当該市町村の選挙管理委員会が当該地方裁判所に送付する裁判員候補者予定者名簿に付して本籍を回答することができるものとする。

十一 裁判員候補者の員数の算定及び割当て（法第二十条関係）

1 地方裁判所は、次に必要な裁判員候補者の員数を算定するに当たつては、対象事件（法第二条第三項に規定する対象事件をいう。）の取扱状況、呼出しを受けた裁判員候補者の出頭状況、法第三十四条第七項の規定による不選任の決定があつた裁判員候補者の数その他の裁判員及び補充裁判員の選任状況並びに裁判員候補者名簿に記載をされた者の数の状況その他の事項を考慮しなければならぬものとする。

ること。

2 地方裁判所が1の裁判員候補者の員数をその管轄区域内の市町村に割り当てるに当たっては、各市町村の選挙管理委員会に対して選挙人名簿に登録されている者の数を照会した上で、1の員数のうち、まず一人ずつを各市町村に割り当て、その残員数は、各市町村の選挙人名簿に登録されている者の数の当該地方裁判所の管轄区域内における選挙人名簿に登録されている者の総数に対する割合に応じて、これを各市町村に割り当てる方法によるものとする。この場合において、一人に満たない端数を生じたときは、裁判員候補者の総員数が1の員数に満ちるまで、端数の大きい市町村から順次に、これを一人に切り上げるものとする。

3 地方裁判所の支部において裁判員裁判に関する事務を取り扱う場合において、次に必要な裁判員候補者の員数を算定するに当たっては、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部（以下「取扱支部」という。）はその取扱区域内において、取扱支部を除く地方裁判所は取扱支部の取扱区域を除く管轄区域内において、それぞれ1に規定する事項を考慮しなければならないものとする。

4 3の場合において、裁判員候補者の員数を管轄区域内の市町村に割り当てるに当たっては、取扱支部

はその取扱区域内の市町村において、取扱支部を除く地方裁判所は取扱支部の取扱区域を除く管轄区域内の市町村において、それぞれ2に規定する方法によるものとする。

十二 裁判員候補者名簿の調製等（法第二十三条関係）

1 裁判員候補者名簿は、別記様式により調製しなければならないものとする。

2 地方裁判所の支部において裁判員裁判に関する事務を取り扱う場合には、裁判員候補者名簿は、取扱支部及び取扱支部を除く地方裁判所に区分して調製するものとする。この場合においては、取扱支部の裁判員候補者名簿はその取扱区域内の市町村の選挙管理委員会から送付を受けた裁判員候補者予定者名簿に基づいて、取扱支部を除く地方裁判所の裁判員候補者名簿は取扱支部の取扱区域を除く管轄区域内の市町村の選挙管理委員会から送付を受けた裁判員候補者予定者名簿に基づいて、それぞれ調製するものとする。

3 裁判員候補者予定者名簿及び裁判員候補者名簿は、これらに記載をされた者が自己に関する情報が記載されている部分の開示を求める場合を除いては、これを開示してはならないものとする。

十三 裁判員候補者名簿からの消除（法第二十三条等関係）

地方裁判所が法第二十三条第三項（法第二十四条第二項において準用する場合を含む。十五（一）において同じ。）又は第二十九条第三項本文（法第三十八条第二項（法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により裁判員候補者を裁判員候補者名簿から消除するに当たっては、当該裁判員候補者を消除したことが明確であり、かつ、消除された文字の字体（法第二十三条第二項（法第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により磁気ディスクをもって調製する裁判員候補者名簿にあつては、消除された記録）がなお明らかとなるような方法により行うものとする。

#### 十四 裁判員候補者の補充の場合の措置（法第二十四条関係）

1 法第二十四条第一項の規定による補充する裁判員候補者の員数の割当てについては、十一、二及び四の規定を準用するものとする。

2 法第二十四条第二項において読み替えて準用する法第二十三条第一項に規定する裁判員候補者名簿については、十二の規定を準用するものとする。

#### 十五 地方裁判所による調査

1 地方裁判所は、法第二十二條第一項（法第二十四條第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による裁判員候補者名簿の調製をしたときは、次に掲げる事項を調査するため、裁判員候補者に対し、調査票を用いて必要な質問をし、又は必要な資料の提出を求めることができるものとする。

(一) 法第二十三條第三項の規定により裁判員候補者名簿から消除しなければならない場合に該当するかどうか。

(二) 法第二十六條第三項（法第二十八條第二項（法第三十八條第二項（法第四十六條第二項において準用する場合を含む。）及び第四十七條第二項において準用する場合を含む。以下この(二)において同じ。）、第三十八條第二項（法第四十六條第二項において準用する場合を含む。以下この(二)において同じ。）及び第四十七條第二項において準用する場合を含む。十六及び二十三において同じ。）の規定により呼び出すべき裁判員候補者として選定された場合において法第二十七條第一項ただし書（法第二十八條第二項、第三十八條第二項及び第四十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定により呼び出すことを要しないものとされる場合に該当することとなることが見込まれるかどうか。

2 1の規定により提出された調査票及び資料については、十二3の規定を準用するものとする。

十六 呼び出すべき裁判員候補者の選定録の作成（法第二十六条関係）

地方裁判所は、法第二十六条第三項の規定により呼び出すべき裁判員候補者を選定したときは、選定録を作成しなければならないものとする。

十七 裁判員等選任手続の期日の通知（法第二十七条関係）

裁判員等選任手続の期日は、これを検察官及び弁護士に通知しなければならないものとする。

十八 呼出状の記載事項（法第二十七条関係）

裁判員候補者に対する呼出状には、法第二十七条第三項に規定する事項のほか、職務従事予定期間（同条第一項に規定する職務従事予定期間をいう。）を記載しなければならないものとする。

十九 呼出状の発送時期

裁判所は、裁判員候補者を呼び出すときは、特段の事情のない限り、裁判員等選任手続の期日の六週間前までに呼出状を発送するようにしなければならないものとする。

二十 呼出しの猶予期間（法第二十七条関係）

裁判員等選任手続の期日と裁判員候補者に対する呼出状の送達との間には、少なくとも二週間の猶予を置かなければならないものとする事。

## 二十一 裁判員等選任手続の期日の変更

1 裁判所は、検察官若しくは弁護人の請求により又は職権で、裁判員等選任手続の期日を変更することができるものとする事。

2 検察官及び弁護人は、裁判員等選任手続の期日の変更を必要とする事由が生じたときは、直ちに、裁判所に対し、その事由及びそれが継続する見込みの期間を具体的に明らかにし、かつ、診断書その他の資料によりこれを疎明して、期日の変更を請求しなければならないものとする事。

3 裁判所は、2の事由をやむを得ないものと認める場合のほかは、2の請求を却下しなければならないものとする事。

4 裁判所は、やむを得ないと認める場合のほかは、裁判員等選任手続の期日を変更することができないものとする事。

5 裁判員等選任手続の期日を変更するについては、あらかじめ、職権でこれをする場合には検察官及び

弁護人の意見を、請求によりこれをする場合には相手方の意見を聴かなければならないものとする。

6 裁判員等選任手続の期日の変更についての決定は、これを送達することを要しないものとする。

7 裁判所は、裁判員等選任手続の期日を変更する決定をした場合には、呼び出した裁判員候補者にその旨を通知しなければならないものとする。

二十二 質問票の記載事項（法第三十条関係）

裁判員候補者に対する質問票には、法第三十条第一項に規定する判断に必要な質問、質問票を返送し、又は持参しなければならぬ旨及びその期限並びに質問票に虚偽の記載をしてはならない旨のほか、質問票に虚偽の記載をして裁判所に提出したときは罰金又は過料に処せられることがある旨を記載しなければならないものとする。

二十三 資料の提出の求め

裁判所は、法第二十六条第三項の規定により選定された裁判員候補者について、法第三十条第一項に規定する判断をするため、裁判員候補者に対し、必要な資料の提出を求めることができるものとする。

二十四 裁判員等選任手続の期日における決定等の告知

裁判員等選任手続の期日においてした決定又は命令は、これを検察官、被告人又は弁護士及びその他の訴訟関係人に通知しなければならないものとする。ただし、その期日に立ち会った訴訟関係人には通知することを要しないものとする。

## 二十五 裁判員等選任手続調書の作成

裁判員等選任手続の期日における手続については、裁判員等選任手続調書を作成しなければならないものとする。

## 二十六 裁判員等選任手続調書の記載要件

1 裁判員等選任手続調書には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

- (一) 被告事件名及び被告人の氏名
- (二) 裁判員等選任手続をした裁判所、年月日及び場所
- (三) 裁判官及び裁判所書記官の官氏名
- (四) 出席した検察官の官氏名
- (五) 出席した被告人、弁護士及び補佐人の氏名

- (六) 出頭した裁判員候補者の氏名
- (七) 裁判員候補者に対する質問及びその陳述
- (八) 裁判員候補者が質問に対する陳述を拒んだこと及びその理由
- (九) 不選任の決定の請求その他の申立て
- (一〇) 法第三十五条第一項の異議の申立て及びその理由
- (一一) 裁判員又は補充裁判員が宣誓を拒んだこと及びその理由
- (一二) 出頭した通訳人の氏名
- (一三) 通訳人の尋問及び供述
- (一四) 決定及び命令（刑事訴訟規則第二十五条第二項本文に規定する申立て、請求、尋問又は陳述に係る許可を除く。）
- (一五) 裁判員及び補充裁判員の氏名並びに公判調書、刑事訴訟規則第三十八条の調書及び検証調書に記載されるべきこれらの者の符号

2 1に掲げる事項以外の事項であっても、裁判員等選任手続の期日における手続中、裁判長（法第二条

第三項の決定があつた場合において、同項に規定する合議体が構成されるまでの間は、裁判官。二十七及び四、二十九二並びに三十三一(1)及び二(2)において同じ。)が訴訟関係人の請求により又は職権で記載を命じた事項は、これを裁判員等選任手続調書に記載しなければならないものとする。

## 二十七 裁判員等選任手続調書の署名押印、認印

1 裁判員等選任手続調書には、裁判所書記官が署名押印し、裁判長が認印しなければならないものとする。

2 裁判長に差し支えがあるときは、他の裁判官の一人が、その事由を付記して認印しなければならないものとする。

3 法第二条第三項の決定があつた場合において、裁判長(同項に規定する合議体が構成されるまでの間は、裁判官)に差し支えがあるときは、裁判所書記官が、その事由を付記して署名押印しなければならないものとする。

4 裁判所書記官に差し支えがあるときは、裁判長が、その事由を付記して認印しなければならないものとする。

二十八 裁判員等選任手続調書の整理

裁判員等選任手続調書は、各裁判員等選任手続の期日後速やかに、遅くとも直後の公判期日の調書の整理期限までにこれを整理しなければならないものとする。

二十九 裁判員等選任手続調書の記載に対する異議申立て

1 検察官又は弁護人は、裁判員等選任手続調書の記載の正確性につき異議を申し立てることができるものとする。

2 1の異議の申立てがあつたときは、申立ての年月日及びその要旨を調書に記載しなければならないものとする。この場合には、裁判所書記官がその申立てについての裁判長の意見を調書に記載して署名押印し、裁判長が認印しなければならないものとする。

3 1の異議の申立ては、遅くとも直後の公判期日の調書の記載の正確性についての異議の申立期間の終期までにこれをしなければならないものとする。

三十 裁判員等選任手続調書の証明力

裁判員等選任手続の期日における手続で裁判員等選任手続調書に記載されたものは、裁判員等選任手続

調書のみによってこれを証明することができるものとする。

三十一 不選任の決定の請求を却下する決定に対する異議の申立ての手續（法第三十五条関係）

1 法第三十五条第一項（法第三十八条第二項（法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。以下この三十一において同じ。）の異議の申立てについては、刑事訴訟規則第二百七十一条及び第二百七十二条の規定を準用するものとする。

2 法第三十五条第一項の異議の申立てについての決定は、これを検察官及び被告人又は弁護人に通知しなければならぬものとする。

3 法第三十五条第一項の異議の申立てを受けた地方裁判所が不選任の決定をしたときは、その旨を当該異議の申立てに係る裁判員候補者に通知しなければならないものとする。

三十二 理由を示さない不選任の請求の順序（法第三十六条関係）

1 裁判所は、検察官及び被告人が理由を示さない不選任の請求（法第三十六条第一項に規定する理由を示さない不選任の請求をいう。以下同じ。）をするに当たっては、検察官及び被告人に対し、交互にそれぞれ一人の裁判員候補者について理由を示さない不選任の請求をする機会を与えるものとする。

2 検察官及び被告人が理由を示さない不選任の請求をした場合には、相手方に対し、理由を示さない不選任の請求をした裁判員候補者を知る機会を与えなければならぬものとする。

3 裁判所は、まず検察官に対し、理由を示さない不選任の請求をする機会を与えるものとする。

4 裁判所は、被告人が数人ある場合において、被告人に対し理由を示さない不選任の請求をする機会を与えるときは、あらかじめ定めた順序に従うものとする。

5 検察官及び被告人は、理由を示さない不選任の請求をする機会が与えられた場合において、理由を示さない不選任の請求をしなかったときは、以後理由を示さない不選任の請求をすることができないものとする。

### 三十三 裁判員及び補充裁判員の選任方法（法第三十七条関係）

1 裁判所は、裁判員及び補充裁判員を選任する決定をするに当たっては、次の順序に従って裁判員等選任手続を行うものとする。

(一) 裁判長は、裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者のうち、質問をする必要があるすべての裁判員候補者に対し質問をする。ただし、裁判所は、法第三十四条第四項又は第七項（これらの規

定を法第三十八条第二項（法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。以下この三十三において同じ。）の規定により不選任の決定をしなければならぬ裁判員候補者について、質問をする必要があるすべての裁判員候補者に対する質問を終えるまで不選任の決定をしないことが相当でないと認めるときは、その質問を終える前に不選任の決定をすることができる。

(二) 裁判所は、質問をした裁判員候補者のうち、法第三十四条第四項又は第七項の規定により不選任の決定をしなければならぬ裁判員候補者について不選任の決定をする。

(三) 検察官及び被告人は、法第三十四条第四項又は第七項の規定により不選任の決定がされなかつた裁判員候補者について、理由を示さない不選任の請求をする。ただし、これらの規定により不選任の決定がされなかつた裁判員候補者の員数が、選任すべき裁判員及び補充裁判員の員数並びに検察官及び被告人がそれぞれ理由を示さない不選任の請求をすることができる員数の合計数を超えるときは、あらかじめ、裁判所が、その裁判員候補者の中から、くじで、その合計数の裁判員候補者を選定することができるとし、検察官及び被告人は、選定された裁判員候補者について、理由を示さない不選

任の請求をする。

(四) 裁判所は、不選任の決定がされなかった裁判員候補者(三)ただし書に規定する場合にあっては、(三)ただし書の規定により選定された裁判員候補者のうち理由を示さない不選任の請求による不選任の決定がされなかった裁判員候補者。(五)において同じ。)から、くじで、法第三十七条第一項(法第三十条第二項(法第四十六条第二項において準用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。2(五)において同じ。)に規定する員数の裁判員を選任する決定をする。ただし、当該裁判員候補者の員数がこれに満たないときは、その員数の裁判員を選任する決定をする。

(五) 裁判所は、補充裁判員を置くときは、その余の不選任の決定がされなかった裁判員候補者から、くじで、法第三十七条第二項(法第三十八条第二項(法第四十六条第二項において準用する場合を含む。))及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。2(六)において同じ。)に規定する員数の補充裁判員を裁判員に選任されるべき順序を定めて選任する決定をする。ただし、当該裁判員候補者の員数がこれに満たないときは、その員数の補充裁判員を裁判員に選任されるべき順序をくじで定めて選任する決定をする。

2 裁判所は、裁判員候補者の出頭状況、質問票の記載状況等に照らし、裁判員等選任手続の期日に出頭

した裁判員候補者のうち質問をする必要があるすべての裁判員候補者に対し質問をすることが、迅速に裁判員等選任手続を終えるために相当でないとは認められる場合には、裁判員等選任手続の期日のはじめに、次の順序に従って裁判員等選任手続を行う決定をすることができるものとする。

(一) 裁判所は、裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者について、くじで、裁判員及び補充裁判員に選任されるべき順序を定める。

(二) 裁判長は、(一)の順序に従い、質問をする必要がある裁判員候補者に対し質問をする。

(三) 裁判所は、(二)の規定により裁判員候補者が質問を受けるごとに、法第三十四条第四項又は第七項の規定により不選任の決定をしなければならないかどうかを判断し、不選任の決定をしなければならない裁判員候補者については不選任の決定をする。

(四) 検察官及び被告人は、質問を受け、かつ、(三)の不選任の決定がされなかった裁判員候補者の員数が、選任すべき裁判員及び補充裁判員の員数並びに検察官及び被告人がそれぞれ理由を示さない不選任の請求をすることができる員数の合計数に満ちたときは、質問を受け、かつ、(三)の不選任の決定がされ

なかつた裁判員候補者について、理由を示さない不選任の請求をする。ただし、質問をする必要があるすべての裁判員候補者に対し質問をした場合は、その合計数に満たないときであっても、検察官及び被告人は、(三)の不選任の決定がされなかつた裁判員候補者について、理由を示さない不選任の請求をする。

(五) 裁判所は、質問を受け、かつ、不選任の決定がされなかつた裁判員候補者から、(一)の順序に従い、法第三十七条第一項に規定する員数の裁判員を選任する決定をする。ただし、当該裁判員候補者の員数がこれに満たないときは、その員数の裁判員を選任する決定をする。

(六) 裁判所は、補充裁判員を置くときは、質問を受け、かつ、不選任の決定がされなかつたその余の裁判員候補者から、(一)の順序に従い、法第三十七条第二項に規定する員数(当該裁判員候補者の員数がこれに満たないときは、その員数)の補充裁判員を裁判員に選任されるべき順序を定めて選任する決定をする。

3 裁判所は、裁判員候補者の出頭状況、質問票の記載状況等に照らし、法第三十七条第三項(法第三十八条第二項(法第四十六条第二項において準用する場合を含む。))及び第四十七条第二項において準用

する場合を含む。)の規定により不選任の決定がされる裁判員候補者が存すると見込まれる場合には、裁判員等選任手続の期日のはじめに、くじで、質問を受けるべき裁判員候補者を定めることができるものとする。

### 三十四 裁判員及び補充裁判員に対する説明(法第三十九条関係)

裁判長は、裁判員及び補充裁判員に対し、その権限及び義務のほか、事実の認定は証拠によること、被告事件について犯罪の証明をすべき者及び事実の認定に必要な証明の程度について説明するものとする。

### 三十五 宣誓の方式(法第三十九条関係)

- 1 宣誓は、宣誓書によりこれをしなければならないものとする。
- 2 宣誓書には、法令に従い公平誠実にその職務を行うことを誓う旨を記載しなければならないものとする。
- 3 裁判長は、裁判員及び補充裁判員に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名押印させなければならないものとする。裁判員及び補充裁判員が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所

書記官にこれを朗読させなければならぬものとする事。

4 宣誓は、起立して厳肅にこれを行わなければならぬものとする事。

5 宣誓は、各別にこれをさせなければならぬものとする事。

三十六 裁判員又は補充裁判員の解任についての意見の聴取（法第四十一条等関係）

1 法第四十一条第一項の請求についての決定をするには、あらかじめ、相手方又はその弁護人の意見を聴かなければならぬものとする事。

2 法第四十三条第一項又は第三項の規定による決定をするには、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならぬものとする事。

三十七 裁判員又は補充裁判員を解任する決定の告知（法第四十一条等関係）

裁判員又は補充裁判員を解任する決定は、これを当該裁判員又は補充裁判員に通知しなければならないものとする事。

三十八 解任の請求を却下する決定に対する異議の申立ての手續（法第四十二条関係）

1 法第四十二条第一項の異議の申立てについては、刑事訴訟規則第二百七十一条及び第二百七十二條の

規定を準用するものとする。

2 法第四十二条第一項の異議の申立てについての決定は、これを検察官及び被告人又は弁護人に通知しなくてはならないものとする。

三十九 第一回の公判期日前の鑑定についての意見の聴取（法第五十条関係）

鑑定手続実施決定（法第五十条第一項に規定する鑑定手続実施決定をいう。以下同じ。）又は同項の請求を却下する決定をするには、あらかじめ、職権でこれをする場合には検察官及び被告人又は弁護人の意見を、請求によりこれをする場合には相手方又はその弁護人の意見を聴かなければならないものとする。

四十 立証及び弁論における配慮

検察官及び弁護人は、裁判員が審理の内容を踏まえて自らの意見を形成できるよう、裁判員に分かりやすい立証及び弁論を行うように努めなければならないものとする。

四十一 刑事訴訟規則の適用に関する特例

法第二条第一項の合議体で事件が取り扱われる場合における刑事訴訟規則の規定の適用については、次

の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするものとする。

<p>第六十六条第一項</p>	<p>裁判官</p>	<p>裁判官又は裁判官及び裁判員</p>
<p>第六十六条ただし書</p>	<p>裁判官</p>	<p>裁判官又は裁判員</p>
<p>第七十八条の十二第二項、 第八十七条の三第三項、 第二百七条の十一（第二百七条の二十七において準用する場合を含む。）</p>	<p>合議体の構成員</p>	<p>合議体の構成員である裁判官</p>

第九十九條の八、第九十九條の九

裁判長又は陪席の裁判官

裁判長、陪席の裁判官又は裁判員

四十二 証人等の尋問調書及び検証調書

刑事訴訟規則第三十八條の調書及び検証調書には、立ち会った裁判員及び補充裁判員の氏名の記載に代えて、これらの者の二十六一(五)の符号を記載するものとする。

四十三 公判調書

裁判員又は補充裁判員が立ち会った公判期日の公判調書には、刑事訴訟規則第四十四條に規定する事項のほか、立ち会った裁判員及び補充裁判員の二十六一(五)の符号を記載しなければならないものとする。

四十四 鑑定手続実施決定があつた場合の公判前整理手続調書

鑑定手続実施決定があつた場合には、公判前整理手続調書には刑事訴訟規則第二百十七條の十四に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

- (一) 出頭した鑑定人の氏名

(二) 鑑定人の尋問及び供述

四十五 評議における配慮

構成裁判官（法第六条第一項に規定する構成裁判官をいう。）は、評議において、裁判員から審理の内容を踏まえて各自の意見が述べられ、合議体の構成員の間で、充実した意見交換が行われるように配慮しなければならないものとする。

四十六 弁論終結前の評議

裁判長は、弁論終結前に評議を行うに当たっては、あらかじめ、裁判員に対し、法第六条第一項に規定する裁判員の関与する判断は、弁論終結後に行うべきものであることを説明するものとする。

四十七 裁判員の選任及び解任等に関する書類の謄写

1 法第三十一条第二項に規定する書類のほか、法第二章第二節及び第三節に規定する手続に関する書類（十二三及び十五二に規定するものを除く。）のうち、法第三十四条第一項（法第三十八条第二項（法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による質問及びこれに対する陳述並びに裁判員、補充裁判員若しくは裁判員候補者又はこ

れらであった者の個人を特定するに足りる情報が記載されている部分は、謄写することができないものとする。

2 1に規定するもののほか、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者からの申立てに関する書類は、謄写することができないものとする。

四十八 検察官及び弁護人の訴訟遅延行為に対する処置

刑事訴訟規則第三百三条の規定は、検察官又は弁護人が訴訟手続に関する法律又は裁判所の規則に違反し、裁判員等選任手続の迅速な進行を妨げた場合について準用するものとする。

四十九 附則

1 この規則は、法の施行の日から施行する。ただし、二、十一から十三まで、十五及び四十七の規定は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行するものとする。

2 裁判所の非常勤職員の政治的行為制限の特例に関する規則（昭和二十七年最高裁判所規則第二十五号）を次のとおり改めること。

本則中第十一号を第十二号とし、第一号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、本則に第一号として次

の一号を加える。

(一) 裁判員及び補充裁判員

3 政治資金規正法第二十二條の九第一項第二号の非常勤職員の範囲を定める規則（平成四年最高裁判所規則第十三号）を次のとおり改めること。

本則中第十号を第十一号とし、第一号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、本則に第一号として次の一号を加える。

(一) 裁判員及び補充裁判員

別表

<p>裁判員裁判に関する事務を取り扱う地方裁判所の支部</p>	<p>東京地方裁判所八王子支部</p>	<p>横浜地方裁判所小田原支部</p>	<p>静岡地方裁判所沼津支部</p>	<p>静岡地方裁判所浜松支部</p>
<p>取扱区域</p>	<p>東京地方裁判所八王子支部管轄区域</p>	<p>横浜地方裁判所小田原支部管轄区域</p>	<p>静岡地方裁判所沼津支部管轄区域                  静岡地方裁判所富士支部管轄区域                  静岡地方裁判所下田支部管轄区域</p>	<p>静岡地方裁判所浜松支部管轄区域</p>

<p>長野地方裁判所松本支部</p>	<p>大阪地方裁判所堺支部</p>	<p>神戸地方裁判所姫路支部</p>
<p>静岡地方裁判所掛川支部管轄区域</p>	<p>長野地方裁判所松本支部管轄区域  長野地方裁判所諏訪支部管轄区域  長野地方裁判所飯田支部管轄区域  長野地方裁判所伊那支部管轄区域</p>	<p>大阪地方裁判所堺支部管轄区域  大阪地方裁判所岸和田支部管轄区域</p> <p>神戸地方裁判所姫路支部管轄区域  神戸地方裁判所社支部管轄区域  神戸地方裁判所龍野支部管轄区域</p>

	<p>名古屋地方裁判所岡崎支部</p>	<p>福岡地方裁判所小倉支部</p>	<p>福島地方裁判所郡山支部</p>
<p>神戸地方裁判所豊岡支部管轄区域</p>	<p>名古屋地方裁判所岡崎支部管轄区域 名古屋地方裁判所豊橋支部管轄区域</p>	<p>福岡地方裁判所小倉支部管轄区域 福岡地方裁判所行橋支部管轄区域</p>	<p>福島地方裁判所郡山支部管轄区域 福島地方裁判所白河支部管轄区域 福島地方裁判所会津若松支部管轄区域 福島地方裁判所いわき支部管轄区域</p>

